「指定地域密着型サービス」重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

当事業者は介護保険の指定を受けています。
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

当事業所はご契約者に対して、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１．事業者

(1)　法人名　　社会福祉法人　きたはりま福祉会

(2)　法人所在地　兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋 763 番地の 3

(3)　電話番号　　(0795) 32－3330　　FAX (0795) 32-1675

(4)　代表者氏名　理 事 長　　大西　康徳

(5)　設立年月日　平成２年３月９日

(6)　インターネットアドレス番号　　http://www.siawase-sou.com

２．事業所の概要

(1)　建物の構造　　鉄骨造スレート平板瓦葺２階建

(2)　建物の延べ床面積　　７０５．６０㎡

(3)　施設の周辺環境　　旧三木市民病院跡地に位置し、静かな住宅地にあって近くに保育園や小学校があり、神鉄三木駅から徒歩約８分と交通利便な位置に恵まれ、共同生活していくうえで豊かな社会資源を感じていただける環境にあります。

事業所の説明

(1)　施設の種類

指定認知症対応型共同生活介護事業所

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

(2)　施設の目的　介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

(3)　施設の名称　　グループホーム　みずき

(4)　施設の所在地　　兵庫県三木市加佐５８番地の１

交通機関　　神鉄三木駅を下車後、東へ徒歩約８分
加佐東バス停を下車後、南へ徒歩約５分
自家用車：山陽自動車道三木小野ＩＣを降り東へ約１０分

(5)　電話番号　　(0794) 86－7373　　FAX (0794) 86-6150

(6)　管　理　者　　氏名　長　谷　部　賢　悟

(7)　当施設の運営方針

認知症対応型共同生活介護：　要介護度が要支援２より重度の状態であり認知症の状態にあるものについて、その共同生活住居（グループホーム）において、家庭的な環境のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにする。また、グループホームを「家」と考え、併設施設と在宅との中間に位置する「在宅共同型施設」とし、中心概念に「自然統合」「人間統合」「地域統合」の３つを掲げ、老化に伴う認知症状が現れても社会の一員であることを理解し、その社会の中で生活することが当然であることの認識を深めていく。

(8)　開設（サービス開始）年月

認知症対応型共同生活介護　　平成２７年　６月１５日
介護予防認知症対応型共同生活介護　　平成２７年　６月１５日

(10)　通常の事業の実施地域　　三木市

(11)　営業日　　年中無休

(12)　利用定員

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
２ユニット　　１８人

(13)　居室等の概要

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則としてすべて個室です。

居室・設備の種類	室　数	備　　考
個室（１人部屋）1F	９室	９．４５㎡
個室（１人部屋）2F	９室	９．４５㎡
合　　計	１８室	
食堂・台所・居間	各１室	
浴　　室	各１室	一般浴室　特殊浴室

☆　居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

３．契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。
契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第３条参照）

①当事業所の計画作成担当者に個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

↓

②その担当者は個別サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

③個別サービス計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。

↓

④個別サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) 「居宅サービス計画（ケアプラン）」作成後のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合

○個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

↓

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

↓

○作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

② 要介護認定を受けていない場合

○要介護認定の申請に必要な支援を行います。
○個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援２、要介護と認定された場合

↓

○居宅サービス計画（ケアプラン）を作成致します。

↓

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

↓

自立と要支援１と認定された場合

↓

○契約は終了します。
○既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

○作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

４．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職種の勤務体制〉

職　種	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
１．介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日　中：　６：００～２１：００　　各ユニット３名 夜　間：２１：００～　６：００　　各ユニット１名
２．計画作成担当者	日　中：　９：００～１８：００
３．管理者	日　中：　９：００～１８：００

〈配置職員の職種〉

介護職員	…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

・３名の利用者に対し１名の介護職員を配置しています。

計画作成担当者	…主にご契約者の介護計画を立案し、実現できるよう地域や家族との連携を図ります。

・各ユニットに１名の計画作成担当者を配置しています。

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所のサービスについて

(1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1)　介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、各ご契約者の負担割合に応じた自己負担割合分を除いて、介護保険から給付されます。

(i)〈サービスの概要（認知症対応型共同生活介護）〉

①食事

・当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
・料理や盛り付けをご契約者と職員が行います。

②入浴

・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

・ご契約者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

・職員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

・協力医療機関の医師などが、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

・認知症の進行を軽減できるよう配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦定例行事及び全員参加するレクリレーション

(ii)〈サービス利用料金（１日あたり）〉（契約書第４条参照）

重要事項説明書別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆　ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援２又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆　介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆　ご契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第１０条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(i)〈サービスの概要と利用料金〉

〇各サービス共通

①介護保険給付の支給限度額を超えてサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記５(1)(ii)のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありませんまた加算分は含まれます。）が必要となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

１枚につき　　１０円

③契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

料金：１日当たり（朝食、昼食、おやつ、夕食）　１，２８０円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。これらの費用は事前にご契約者、ご家族などから預かった費用にて精算させていただく場合もあります。

⑥その他の費用

家賃　　５０，０００円/月

水道光熱費　５００円/日

リネンリース料　６５円/日

☆　経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１ヶ月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法（契約書第８条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は次のとおりお支払いください。

①　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月２０日までに以下のいずれかの方法でお支払いください（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．下記指定口座への振り込み

金融機関　　みのり農協　　三木支店　　普通

口座名義　　福）きたはりま福祉会　　グループホームみずき

理事長　大西康徳

口座番号　　０１１４１８７

イ．金融機関口座からの自動引き落とし

ウ．窓口でのお支払い

(4)サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療

を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

〈　協 力 医 療 機 関　〉

池田クリニック	三木市末広２丁目３－３
三木山陽病院	三木市志染町吉田１２１３－１

〈　協力歯科医療機関　〉

原歯科医院	三木市末広１丁目１３-２３
加古川えがお歯科	加古川市別府町緑町２番地アリオ加古川２階

６．サービス利用をやめる場合（契約書第１８条参照）

契約期間満了の７日前までにご契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に要介護認定期間満了まで同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第２２条参照）

①　ご契約者が死亡した場合
②　要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援１と判定された場合
③　事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④　施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤　当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥　ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
⑦　事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1)　ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第１９条、第２０条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約・解除届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
③ ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）(契約書第１８条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。この場合、30 日以上の期間を置き、事業者から契約者に文書で通知を行います。

① ご契約者が、契約締結に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
⑤ ご契約者が連続して３ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
⑥ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第２０条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① ３ヶ月以内の入院の場合

当初から３ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に３ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

また、料金につきましては、入院の翌日から当該月６日間（当該入院が月をまたがる場合は最大１２日間）の範囲で、実際に入院した日数分で利用料金をご負担いただきます(外泊時にかかる所定の加算を算定します。

②　３ヶ月以内の退院が見込まれない場合

３ヶ月を越えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。
但し、契約を解除した場合であっても３ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。

③　３ヶ月を超えて入院した場合

３ヶ月を超えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3)　契約の一部が解約または解除された場合（契約書第２２条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 円滑な退所のための援助（契約書第 9 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

○病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
○居宅介護支援事業者の紹介
○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

７．サービス提供における事業者の義務（契約書第１１条、第１２条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第１１条、第１２条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。

② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。

③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、５年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。

⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。

⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

８．サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、原則として持ち込むことが出来ないものがありますので､詳しくは職員にお尋ねください。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第１３条、第１４条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設外の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

９．事故発生時の対応について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故について

は、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１０.損害賠償について（契約書第１５条、第１６条参照）

(1)　当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

（２）　事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①　ご契約者（そのご家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

②　ご契約者（そのご家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

③　ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

④　ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

１１．苦情の受付について（契約書第２５条参照）

(1)　当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○　苦情受付担当者

〔職名〕　介護主任　　生　田　美　宝　子

受付時間　　９：００～１８：００

連絡先　　グループホームみずき　　電話番号　０７９４-８６-７３７３

○　苦情解決責任者

〔職名〕　管理者　　長　谷　部　賢　悟

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受付ることが出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立会いなども致します。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話合いによって円滑な解決に努めます。

(2)　行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所　在　地　神戸市中央区三宮町１丁目９番１－１８０１号 電 話 番 号　　078-332-5617 ＦＡＸ番号　　078-332-5650 受 付 時 間　月～金　9：00～17：15
○市区町村介護保険担当係	三木市介護保険課　0794-82-2000
○第三者委員名	氏　　名 氏　　名

１２．グループホームにおける重度化対応に関する指針

（１）当ホームにおける重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご契約者の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で、ご契約者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、多職種協働によりご契約者およびそのご家族への継続的支援を図ります。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。

①環境の変化の影響を受けやすいご契約者が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が最高のものとして実現できるケアに努めます。

②できる限り当事業所においての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※ やむを得ず、当事業所での生活の継続が困難となった場合は、ご契約者・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

（２）重度化対応の体制

（ｉ）医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即応出来る連携体制を確保します。

①看護職員の体制

看護職員は、グループホームみずきに配置、勤務する者です。内容はご契約者に対する日常的な健康管理、通常時および急性期における医療機関等との連絡・調整等です。

②急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関の確保および、２４時間の体制により連携体制がとれています。

協力医療機関

池田クリニック

所在地 三木市末広2丁目3-3　電話　0794-86-7207

（ⅱ）多職種協働によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

①重度化に伴うケア計画の作成

重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるように、生活支援ニーズの変化に応じてケア計画を作成し、ご契約者・ご家族とともに生活支援の目標を定めます。

②ケア計画に沿ったケアの実施

ご契約者・ご家族とともに作成したケア計画に基づき、一人ひとりの心身の状態に応じた、適切なケアの提供に努めます。

③家族・地域との連携

ご家族および地域住民とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるようご家族・地域との連携に努めます。

（３）重度化対応に関する各職種の役割

（管理者）

・看取り介護の総括責任者の任命

・職員への指針の徹底

・職員に対する教育・研修

（看護職員）

・主治医または協力医療機関との連携

・重度化に伴い起こりうる処置への対応

・疼痛の緩和

・緊急時の対応

・定期的なカンファレンスへの参加

・心身の状態のチェックと経過の記録

（計画作成担当者）

・継続的な家族支援

・他職種とのチームケアの確立

・定期的なカンファレンスへの参加

・緊急時の対応

（介護職員）

・きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供

・身体的、精神的緩和ケア

・コミュニケーション
・心身の状態のチェックと経過の記録
・定期的なカンファレンスへの参加

（４）看取り介護への対応

ご契約者およびご家族との話し合いや意思の確認をし、当事業所で看取り介護を実施する場合は、その受入の可否を含めて検討し、体制を整えこれに対応します。

（５）職員に対する教育・研修

ご契約者の重度化に対応するための介護技術、専門知識の習得を目的とし、介護の質の向上を目指し教育、研修を実施します。

そのため、施設内の研修会開催や外部研修会の積極的参加を推進します。

① 重度化に伴うケアの知識と技術
② 重度化に伴い起こり得る機能的・精神的変化への対応
③ チームケアの充実
④ 看取り介護に関する対応
⑤ 重度化対応ケアの振り返り（検証）

（６）入院中における食費・居住費の取り扱い

居住費（家賃）については、入院期間中であっても在籍をし、家具等が置かれている場合は算定の対象期間とします。

食費については、原則として提供した食事について一日単位で計算対象期間とします。

１３．虐待の防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

○　虐待防止に関する担当者

〔職名〕　管理者　　長　谷　部　賢　悟

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１４.カスタマーハラスメントの防止について

ご契約者・そのご家族又はその関係者との信頼関係を築き、介護サービスの質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。外部講師による職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を

共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。カスタマーハラスメントが発生し、十分な介護サービスの提供が困難と判断した場合、サービスの停止・契約の解除となることがあります。

※詳しくはHPにリンクを掲載しています。また、カスタマーハラスメントへの対応のQRコードを下記に貼り付けています。

１５．身体拘束について

当事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、①～③の要件を全て満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体拘束等を行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 切迫性・・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

② 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

③ 一時性・・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

１６.衛生管理等について

（１）利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

（２）食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

（３） 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１７.地域との連携について

① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、

地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね２月に１回以上運営推進会議を開催します。

③　運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

１８．サービス提供の記録

① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から５年間保存します。

② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

１９．　情報公開について

当事業所において実施する事業の内容については、事業所玄関前に文書により掲示、またはインターネット上に開設する事業所のホームページにおいて公開しています。

２０．秘密の保持と個人情報の保護について

（１）利用者及びその家族に関する秘密の保持について

① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（２）　個人情報の保護について

① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

２１.非常災害対策について

① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

○災害対策に関する担当者（防火管理者）

〔職名〕　介護主任　上　田　貴　浩

② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年２回　３月頃・　９月頃）

④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

２２.利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

２３.業務継続計画の策定等について

① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症日常生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

２４．重要事項の変更について

この重要事項説明書の記載事項が変更された場合、契約者に対して書類の掲示または交付を行い通知します。また必要に応じて文章にて同意の確認をするものとします。

「指定居宅サービス」重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

令和　　年　　月　　日　　時　　～　　時

指定居宅サービス中の認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事　業　者　　社会福祉法人　　きたはりま福祉会

説明者 職・氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

契　約　者（利用者）

住　所　〒

氏　名　　印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住　所　〒

氏　名　　印

（契約者との関係　　）電話番号

立 会 人

住　所　〒

氏　名　　印

（契約者との続柄　　）電話番号